

II. 個別規約 - Flexible Learning Ticket

この個別規約（以下「Flexible Learning Ticket 個別規約」といいます）は、ALL DIFFERENT サービス利用規約の一部です。当社のサービスのうち、「Flexible Learning Ticket（フレキシブルラーニングチケット）」の利用に際しては、一般規約に加えて Flexible Learning Ticket 個別規約が適用されます。

第1条 用語の定義

Flexible Learning Ticket 個別規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「Flexible Learning Ticket」とは、法人及び団体向けにチケット制で提供する公開型集合研修サービスをいいます。
- (2) 「正社員」とは、パートタイマー、アルバイト、及び派遣社員等の非正規雇用者を除く利用企業の従業員をいいます。但し、合理的な理由に基づき当社が許諾した者を含みます。
- (3) 「受講チケット」とは、当社が利用契約に基づき利用企業に発行する、利用者が Flexible Learning Ticket を利用するためのチケットをいいます。
- (4) 「研修会場」とは、当社が Flexible Learning Ticket を提供するに際して指定する Flexible Learning Ticket の実施場所をいいます。

第2条 Flexible Learning Ticket の利用

1. 利用者は、利用企業の役員及び正社員に限ります。
2. 利用企業は、自己の責任と費用において、本規約の定めに従い、利用契約に定める受講チケットの数量を超えない範囲内で、利用者に Flexible Learning Ticket を利用させるものとします。
3. 当社は、Flexible Learning Ticket の提供その他の責任を、利用者に対して直接負担するものではありません。
4. 利用企業は、本規約の内容及び Flexible Learning Ticket の利用について当社が別途定める条件（当社ウェブサイト上及び研修会場において当社が定める事項を含みます）を利用者に遵守させるものとし、利用者のこれらへの違反について、当社に対し、全ての責任を負うものとします。
5. お客様は、次の事項を了承の上、Flexible Learning Ticket を利用するものとします。当社は、当該事項によりお客様に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 一般規約第10条第1項及び第16条第1項各号に掲げる場合を含め、Flexible Learning Ticket には、当社に起因しない不具合等が生じる場合があること
 - (2) 当社は、Flexible Learning Ticket 個別規約第7条第1項に定める利用企業設備

- (以下、本条において同じ) に関する問い合わせ及び障害対応を行わないこと
- (3) 映像・音響等に関する当社の設備と利用企業設備その他の環境の差異等により、コンテンツの色調その他イメージ等に相違が生じる場合があること
 - (4) インターネット用画像について、動きの速い映像、ライトの点滅等によるエンコード時特有のブロックノイズを生じる場合があること

第3条 利用可能企業

1. **Flexible Learning Ticket** の利用は、役員及び正社員の合計が 301 名以上の法人及び団体に限るものとします。
2. 前項の法人及び団体は、事業部又は部門を単位として、**Flexible Learning Ticket** の利用申込みを行うことができるものとします。この場合、当該事業部又は部門ごとの利用申込みについてそれぞれ個別に利用契約が成立します。
3. 利用企業は、利用企業のグループ企業、業界団体等、利用企業と法人格の異なる企業又は団体と、受講チケットを共有して利用することができないものとします。
4. 利用企業が受講チケットの追加を希望する場合、利用企業は、新規に利用申込みを行うものとし、当該利用申込みについて利用企業と当社との間で利用契約が別途成立するものとします。

第4条 利用可能地区

お客様は、当社が提供する **Flexible Learning Ticket** を地区の制限なく利用できるものとします。

第5条 各種 ID の発行

1. 当社は、利用企業に対し、**Flexible Learning Ticket** を利用するための管理者権限を付与した管理者 ID (以下「管理者 ID」といいます) を発行します。
2. 利用企業は、管理者 ID を利用してパスワード設定を行った後、利用者に対し、**Flexible Learning Ticket** を利用するためのログイン権限を付与した利用者 ID (以下「利用者 ID」といいます) を、利用契約に定める受講チケットの数量を超えない範囲内で発行します。これにより、利用者による **Flexible Learning Ticket** の利用が可能となります。尚、管理者 ID 及び利用者 ID を合わせて、「ユーザー ID」といいます。
3. 前各項にかかわらず、その他の当社との利用契約に基づき、お客様が既にユーザー ID を取得している場合、お客様は、**Flexible Learning Ticket** において当該ユーザー ID (以下「既存ユーザー ID」といいます) を使用できる場合があります。この場合、当社は、利用契約成立後、お客様にその旨を通知することで **Flexible Learning Ticket** のユーザー ID として既存ユーザー ID をお客様に使用させることができるものとします。

第6条 ユーザーID及びパスワードの管理

1. お客様は、ユーザーID及びパスワードを厳重に管理するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、第三者にパスワードを知られた場合又はその恐れがある場合、お客様は、直ちにパスワードを変更するものとし、
2. 当社は、ユーザーID及びパスワードの入力により当社ウェブサイト上の専用管理システム（以下「管理システム」といいます）にログインされ、Flexible Learning Ticket が利用されているときは、当該ユーザーID及びパスワードを登録したお客様本人が Flexible Learning Ticket を利用しているものとみなします。

第7条 設備等の準備

1. 利用企業は、利用者による Flexible Learning Ticket の利用に必要な通信機器、ソフトウェア、携帯端末、パーソナル・コンピュータ、その他これらに付随する設備（以下「利用企業設備」といいます）を、自己の責任と費用において全て準備し、利用者が利用可能な状態に置くものとし、又、必要な設備等が変更になった場合、利用企業はこれを承諾するものとし、同様に自己の責任と費用において全て準備し、利用者が利用可能な状態に置くものとし、
2. 利用企業は、利用企業設備のうち Flexible Learning Ticket の利用に際してインターネット接続が必要となるものについては、自己の責任と費用においてインターネット接続を行うものとし、
3. お客様は、プラグインソフト等のダウンロードを自己の責任で実施するものとし、その結果生じる損害についてはお客様の負担とします。
4. お客様は、Flexible Learning Ticket を利用する際のネットワーク設定等を自ら行うものとし、利用期間中にネットワーク環境、プロバイダーの変更等が行われた場合も同様とします。
5. 利用企業は、Flexible Learning Ticket を利用するにあたり必要なコンピュータセキュリティ対策（ウイルス対策を含みますが、これに限りません）を、自己の責任と費用により行うものとし、

第8条 研修の予約及びキャンセル

1. 当社は、研修の予約及びキャンセルを管理システムからのみ受付けるものとし、
2. お客様は、研修の予約状況、研修ごとに必要となる受講チケットの枚数、受講履歴等を、管理システムにて確認するものとし、尚、管理者権限があるIDを保有するお客様は、受講チケットの利用状況についても、管理システムにて確認することができるものとし、
3. お客様による研修の予約は、利用企業1社につき同一日程の同一研修における利用者

数の上限を5名とします。当該研修あたりの利用者数が6名以上となる場合には、一時利用サービス個別規約の定めが適用されるものとします。尚、当社が別途定める場合はこの限りではありません。

4. お客様は、研修をキャンセルする場合、当社が別途定める期日までに管理システムにてキャンセル手続きを行うものとします。お客様が当該期日までにキャンセル手続きを行わなかった場合、当該研修への参加の有無を問わず、当該研修の利用に必要な受講チケットは消化されるものとします。
5. お客様が予約を変更する場合、お客様は、前項の期日までに管理システムにてキャンセル手続きを行った上で、変更後の研修を予約するものとします。お客様が当該手続きを前項の期日までに行わなかった場合、変更前の研修に必要な受講チケットは消化されるものとします。

第9条 利用料金等及びその支払い等

1. 利用料金等は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 利用料金等は、利用契約が成立した時点で発生するものとします。尚、**Flexible Learning Ticket** をお客様が実際に利用していたか否かは問わないものとします。
3. 利用企業は、当社の請求に基づき、当社の指定する金融機関の口座へ一括で振り込む方法により、消費税等を加えた利用料金等その他の金銭債務を当社に支払うものとします。又、金融機関手数料は、利用企業が負担するものとします。
4. 利用企業は、利用料金等の他、当社所定の手数料を負担するものとします。又、当社が**Flexible Learning Ticket** を提供するに際し付帯経費が発生する場合、利用企業は、その実費相当額を負担するものとします。利用企業は、当社が定める支払い条件に従い、それらを支払うものとします。
5. 当社は、利用契約成立後のお客様による**Flexible Learning Ticket** の利用の有無、利用料金等の支払い後の解約又は解除等理由の如何を問わず利用料金等を返金しないものとします。
6. **Flexible Learning Ticket** の利用に係る利用企業の一切の債務は、解約又は解除等理由の如何を問わず利用契約が終了した場合においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。これには、未払いの利用料金等その他の金銭債務を含みます。
7. 当社は、利用企業への事前の告知をもって利用料金等を変更できるものとし、利用企業はこれを承諾するものとします。当社は、当社ウェブサイト等で当該告知を行うものとします。
8. 利用企業と金融機関の間で利用料金等その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条 利用期間

1. 受講チケットの有効期間は、利用契約に定めるものとします。
2. 受講チケットの有効期間は、いかなる場合も延長されないものとします。お客様が受講チケットの有効期間内に追加で受講チケットの利用申込みを行う場合でも、既発行の受講チケットの有効期間が延長されることはありません。
3. お客様が受講できる研修は、受講チケットの有効期間内に実施される研修のみが対象となります。受講チケットの有効期間外に開催される研修を予約しても受講できません。
4. 利用契約の満了日は、受講チケットの消化の有無にかかわらず、受講チケットの有効期間満了日とします。

以上

附則

「Ⅱ. 個別規約 - Flexible Learning Ticket」は、2017年2月1日から実施する。

2018年4月1日改定

2019年4月1日改定

2021年9月1日改定

2024年1月1日改定